

お問い合わせ先
海上保安庁交通部安全課
課長補佐 田脇 徹
(代表) TEL3591-6361 (内線 6302)
(夜間) TEL3591-2776 (直通)



平成23年10月11日
海上保安庁

港則法施行令の一部を改正する政令について (港域の変更)

1. 背景

港則法（昭和23年法律第174号）に基づき船舶交通の安全を図り、港内の整とんを行う必要のある港について、その港の区域（以下「港域」という。）が港則法施行令（昭和40年政令第219号）において定められているところである。

今般、鼠ヶ関港（山形県）の鼠ヶ関川水面における船舶の通航実態が喪失したため当該河川水面を港域から削除する必要があること及び真鶴港（神奈川県）における沖防波堤整備工事に伴い、現在の港域を超える海域へ当該工事が及ぶこととなり、工事船舶等の航行安全を図り、沖防波堤の整備に伴い変化する船舶交通流に対応する必要があることから所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 鼠ヶ関港

船舶交通の実態のなくなった河川水面を港域から削除する。

(2) 真鶴港

防波堤の整備による船舶交通のふくそう化及び船舶交通流の変化に対応するため、港域の変更を行う。

3. 今後のスケジュール

閣	議	平成23年10月11日（火）
公	布	平成23年10月14日（金）
施	行	平成23年11月1日（火）

港域の変更が行われる港



ねずがせき

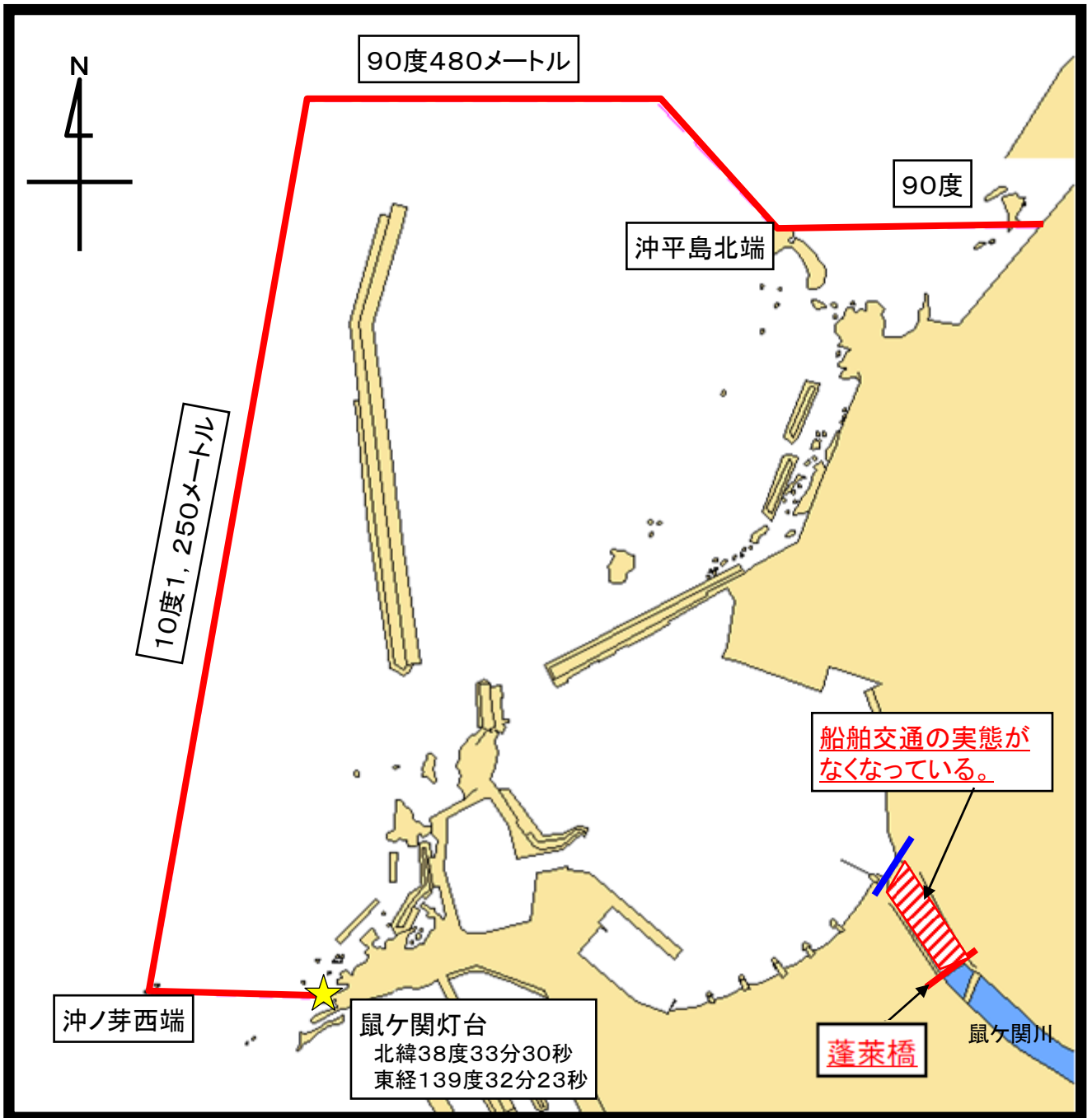
(山形県)

鼠ヶ関港

(適用港)

— : 現港域

— : 改正港域案



まなづる
真鶴港

(神奈川県)

(適用港)

- (Red line) : 現港域
- (Blue line) : 改正港域案

